

種子島中央高等学校いじめ防止基本方針

平成28年4月改定

平成29年4月改定

令和元年8月改定

1 いじめの定義(いじめ防止対策推進法第2条)

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 鹿児島県のいじめ問題への対応の考え方

いじめ問題の対応は、軽微と思われることでも積極的に把握し、「1件でも多く発見し、それを解消する」という基本認識の下、児童生徒に対して適切な対応を取ること。

- 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する必要がある。

なお、重大事態は、事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始しなければならないことを認識する必要がある。

- 児童生徒や保護者からいじめられて重大事態にいたったという申し出があったときは、重大事態が発生したものととして報告・調査等に当たる。

3 種子島中央高等学校 いじめ問題への目標

いじめは、どの子どもにも起こるものであるという認識のもと、一人の教職員が問題を抱え込むのではなく、全教職員が一丸となって「いじめを生まない・許さない」学校づくりを組織的に推進し、未然防止や早期発見に努め、いじめが発生した際には、いじめ解消のために職員・保護者及び各関係機関と連携して、迅速かつ適切に対応する。

4 種子島中央高等学校いじめ防止対策委員会

- 〔内容〕
- ・年間を通した組織等について検討
 - ・年間の活動を検証し、次年度への計画の作成
 - ・いじめかどうかの判断
 - ・重大事態かどうかの判断
 - ・重大事態発生時の対応
 - ・支援チームの編成

- 〔構成〕 校長・教頭・四部主任・学年主任・人権同和教育係代表・教育相談係代表・養護教諭・その他必要に応じてた関係者及び外部専門家

5 年間計画

	生徒関係	職員関係	検証関係
4月	いじめ問題を考える週間【未】 (統一LHR) 家庭訪問・三者面談【未】【早】 いじめ防止標語募集【未】	いじめに関する共通理解【研】 地区生活指導連絡協議会【研】	年間の活動計画の検討【計】
5月		学校関係者評価委員会	
6月	アンケート調査(いじめ)【早】 QU・学校楽しーと【早】 定期教育相談【未】【早】		アンケートの分析【早】
7月	情報モラル教育講演会【未】	中種子町愛のパトロール【未】	一学期の取組の総括【計】
8月		校内研修【研】	
9月	いじめを考える週間【未】 (統一LHR) アンケート調査(いじめ)【早】 個別面談(臨時教育相談)【未】【早】		アンケートの分析【早】
10月	定期教育相談【未】【早】 人権教育(統一LHR)【未】	校内研修【研】 人権同和教育研修会【研】 地区生活指導連絡協議会【研】	
11月		県生活指導連絡協議会【研】 学校関係者評価委員会	
12月			二学期の取組の総括【計】
1月			
2月		学校関係者評価委員会	
3月		中種子町愛のパトロール【未】	年間の総括及び次年度の取組確認【計】

未然防止に係わる取組【未】

教職員の資質向上に係わる取組【研】

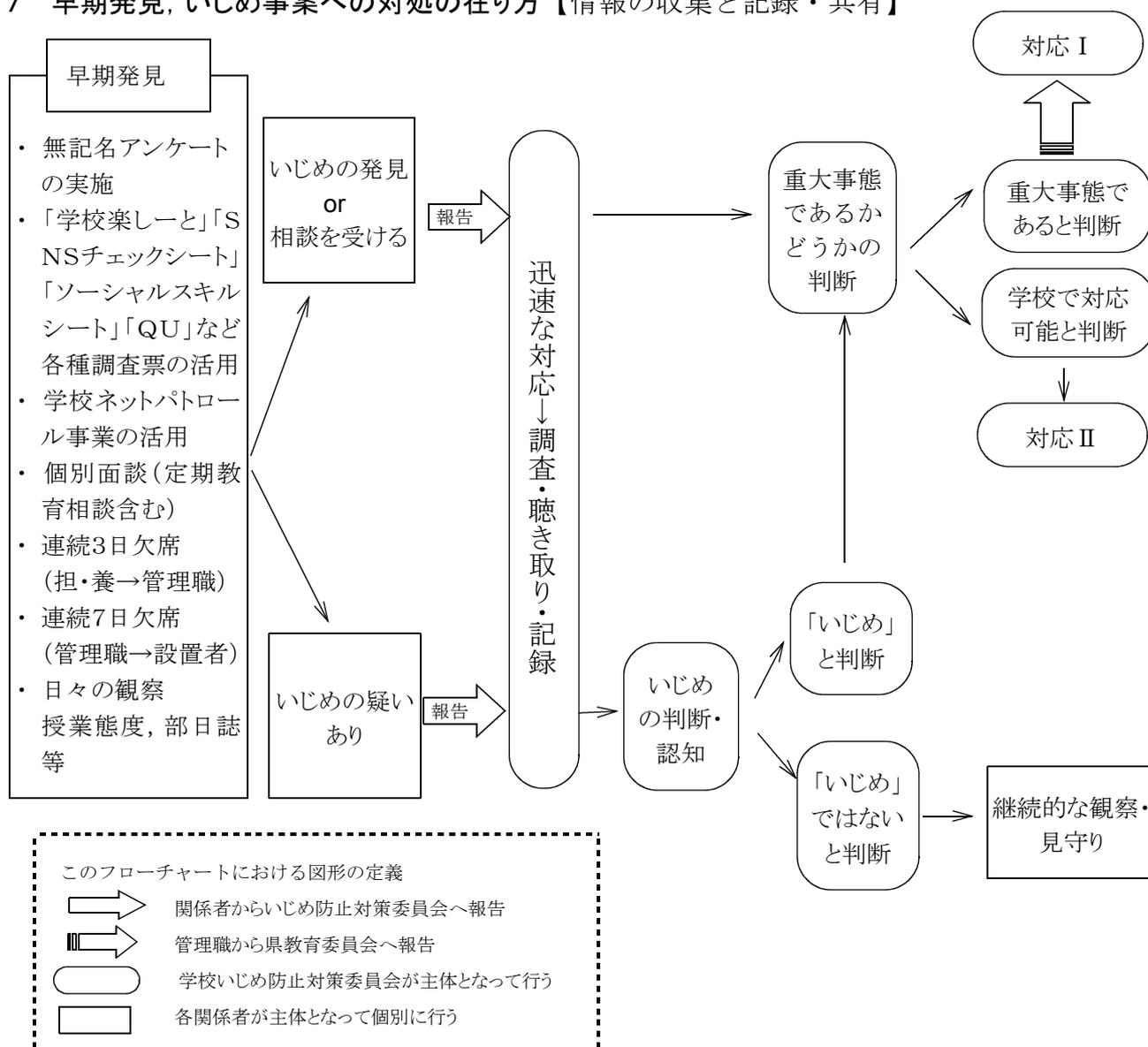
早期発見に係わる取組【早】

事案対処の行動計画【計】

6 いじめ防止のための取組【未然防止のための環境づくり】

- ・ 生徒会によるいじめ防止活動
- ・ 外部講師による講話
- ・ 総合教育センターでの研修受講
- ・ 統一LHRによる人間関係づくりや議論
- ・ 生徒指導連絡協議会での情報収集と情報共有
- ・ 体験活動を活用した人間関係づくり
- ・ 年度当初、長期休業後の自殺予防対策
- ・ 教職員の資質向上のための職員研修

7 早期発見, いじめ事案への対処の在り方【情報の収集と記録・共有】



いじめの認知・判断についての留意事項

- ・ 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立つ。
- ・ 法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」と要件が限定して解釈されることのないように努める。 いじめられていても、本人がそれを否定する場合があります。 それを踏まえ、生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する。
- ・ いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、学校いじめ対策委員会を活用して行う。

8 対応Ⅰ「重大事態」への対応について

(1) 「重大事態」への対応

重大事態の「疑い」が生じた段階で調査を開始し、重大事態と判断した際は、速やかに校長は県教育委員会に報告し、指導助言や必要な措置についての指示を受け、それに従い組織的に対応する。

(2) 「重大事態」とは

- A いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めたとき。(法第28条第1項)
- B いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき。(法第28条第1項)
- C 児童生徒や保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったとき。

(3) 「重大事態」判断の目安(法第28条第1項)と具体例

- A 児童生徒が自殺を企図した場合
 - ・軽傷で済んだものの、自殺を企図した
 - 心身に重大な被害を負った場合
 - ・リストカットなどの自傷行為を行った
 - ・暴行を受け、骨折した
 - ・投げ飛ばされ脳震盪となった
 - ・殴られて歯が折れた
 - ・心的外傷後、ストレス障害と診断された
 - ・嘔吐や腹痛などの心因性の身体反応が続く
 - ・おいせつな画像や顔写真を加工された画像をインターネット上で拡散された
 - 金品に重大な被害を被った場合
 - ・複数の生徒から金銭を強要され、総額1万円を渡した
 - ・スマートフォンを水に浸けられ壊された
- B いじめにより転学等を余儀なくされた場合
 - ・欠席が続き、当該校へは復帰ができないと判断し、転学(退学)した
(重大事態の目安である30日に達していなくても)
- C いじめの有無や因果関係とは別に、児童生徒や保護者の申立てがあり、A・Bのいずれかの要件を満たす場合

(4) 県教育委員会への第一報の時期

- A 学校がその事案を認知したとき(当日)
- B 連続で7日間欠席したとき
- C 児童生徒や保護者からの申立てがあり、重大事態であると認知したとき(当日)

(5) 「重大事態」が発生した際の調査

調査主体が学校となるか、県教育委員会となるかの判断は、県教育委員会が行うことになっているが、学校でも可能な限り詳細な調査を行う。

○ 学校主体で調査する際の調査のポイント

ア 次の6項目について調査実施前に被害生徒・保護者に説明する。

- ①調査の目的・目標 ②調査主体(組織の構成・人選) ③調査時期・期間
④調査事項・対象 ⑤調査方法 ⑥調査結果の提供

イ 調査の目的を明確にし、結果を被害生徒・保護者に提供する場合があることをあらかじめ調査対象者である他の生徒や保護者に説明した上で実施する。

ウ 被害生徒やいじめに係る情報を提供してくれた生徒を守ることを最優先とし、調査を実施する。

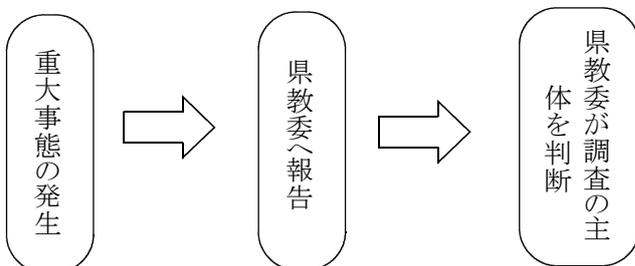
エ 調査に係る記録は少なくとも5年間は保存し、手書きのメモの形式をとるものも保存する。

オ 被害生徒・保護者が詳細な調査や事案の公表を望まない場合であっても、可能な限り対応を振り返り、検証し、再発防止に努める。

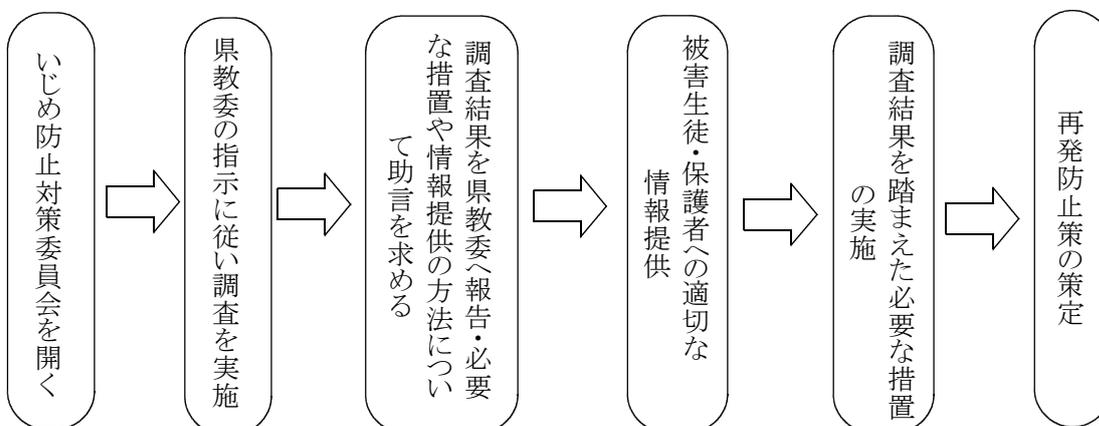
(6) 再発防止策の策定・報告

学校の基本方針の見直しも含め、いじめ防止に向けた日常的な取組までを含めた再発防止策を策定、共有、実践する。

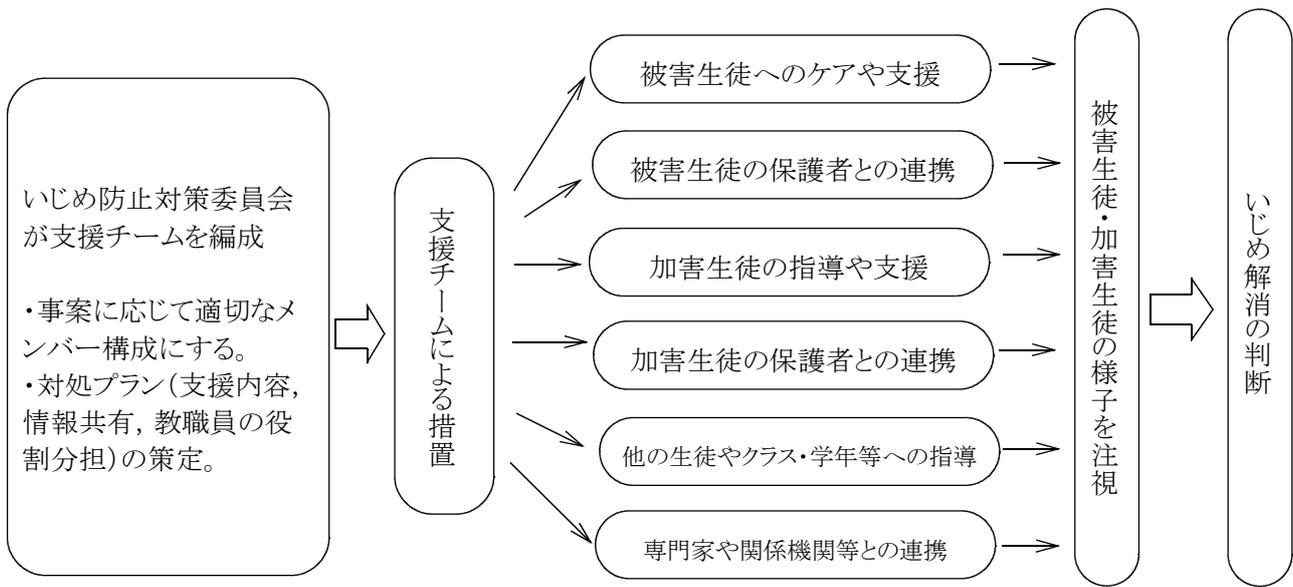
(7) 「重大事態」対応の流れ



学校が調査主体の場合



9 対応Ⅱ 学校で対応可能と判断した「いじめ」への対応の流れ



いじめ解消の判断の目安

- ①いじめに係る行為が、少なくとも3か月止んでいる。
- ②被害生徒が心身の苦痛を感じていないと認められる。
(生徒・保護者に面談等で確認)